

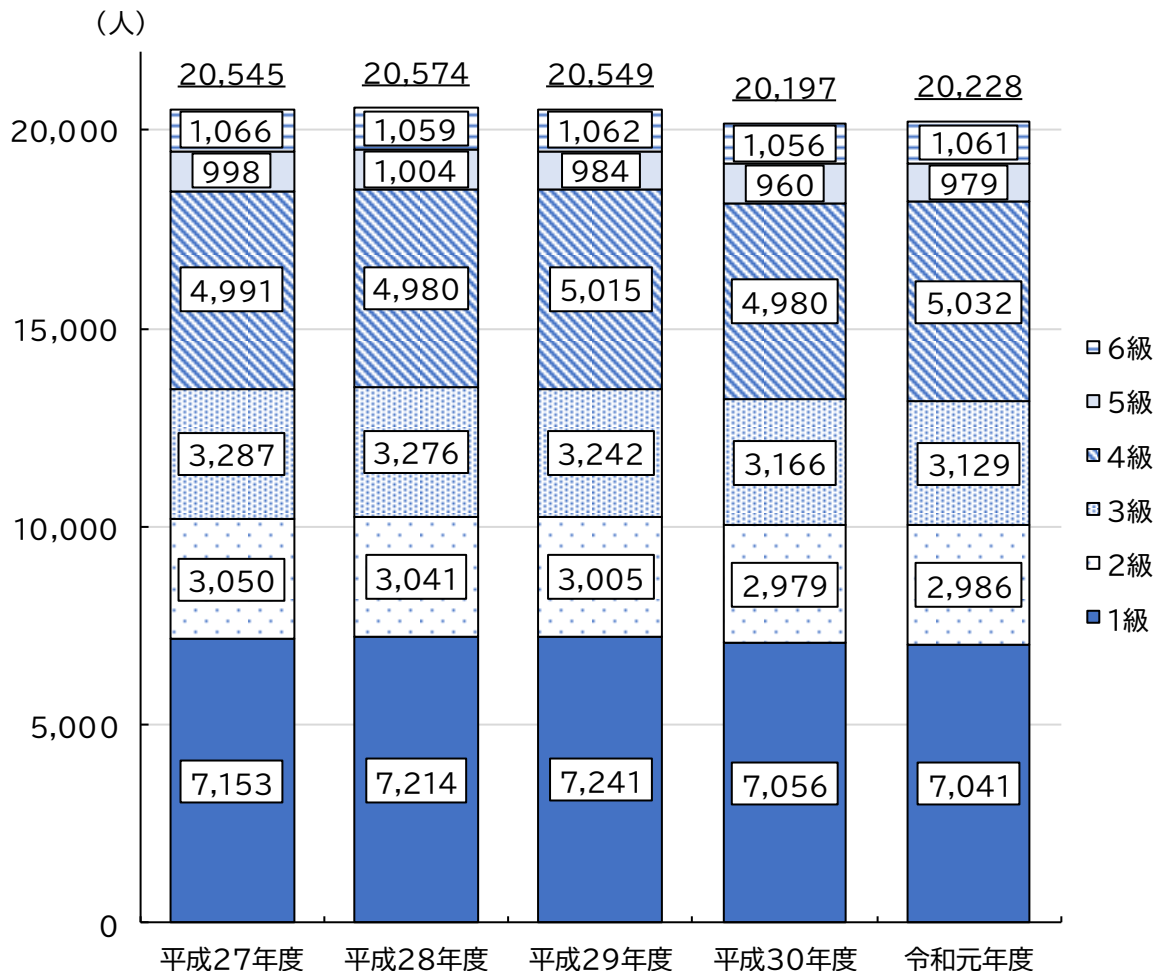
1 障がい者手帳所持者等の状況と発達障がい者の状況

(1) 障がい者手帳所持者等の状況

1 身体障害者手帳所持者の状況

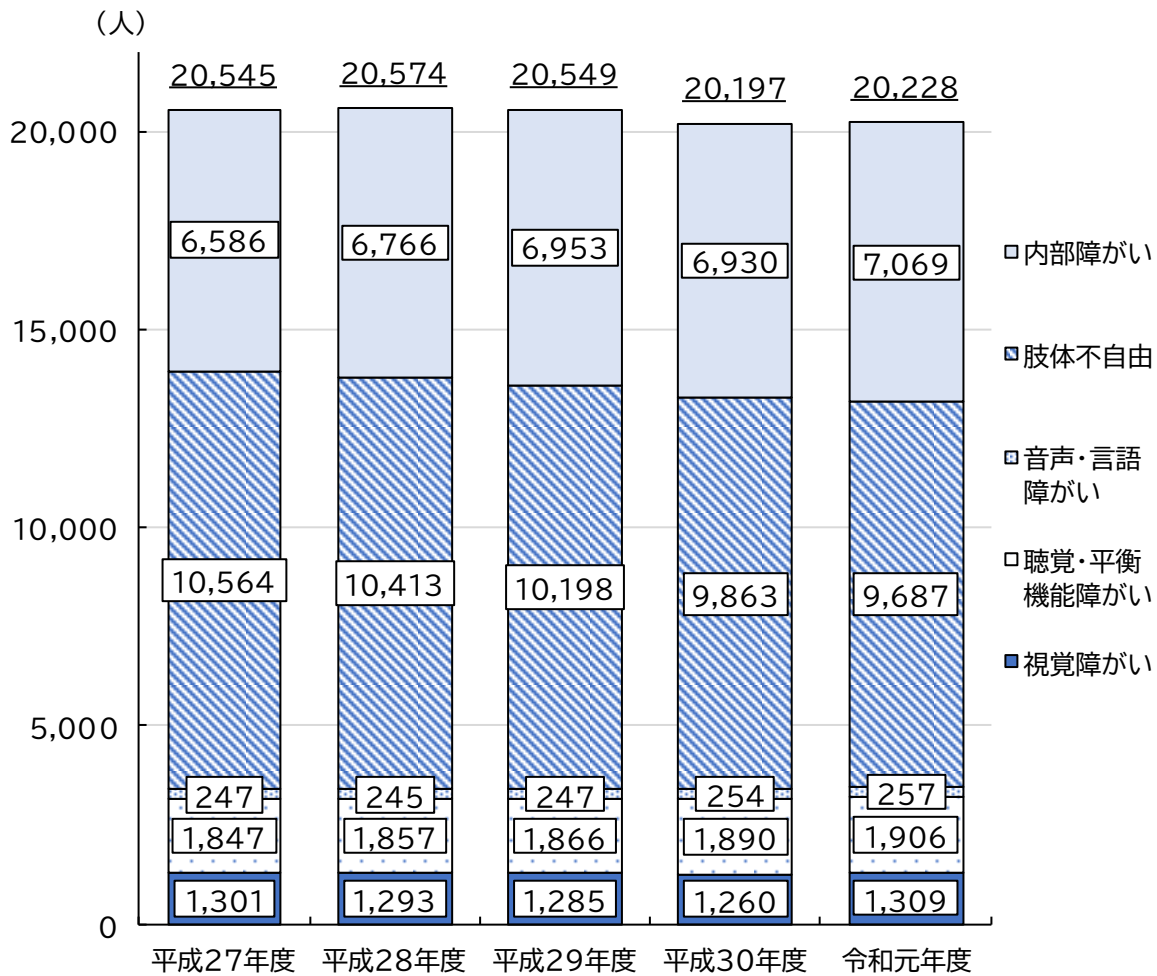
- 身体障害者手帳所持者は約 20,000 人で推移しており、令和元年度は 20,228 人となっています。
- 等級別にみると、平成 27 年度～令和元年度のいずれにおいても「1 級」が最も多くなっています。また、部位別にみると、平成 27 年度～令和元年度のいずれにおいても「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障がい」が多くなっています。
- 年齢別にみると、令和元年度において、18 歳以上が 98.2%を占めています。

図表 身体障害者手帳所持者数の推移【等級別】



※各年度 3 月 31 日現在

図表 身体障害者手帳所持者数の推移【部位別】



※各年度 3月31日現在

図表 身体障害者手帳所持者数【年齢別】

令和元年度	総数	18歳未満	18歳以上
身体障害者手帳所持者数(人)	20,228	374	19,854
総数に占める割合(%)	100.0	1.8	98.2

※各年度 3月31日現在

■ 身体障害者手帳

身体に障がいのある方が、身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に、本人(15歳未満の場合は保護者)の申請に基づいて交付されます。

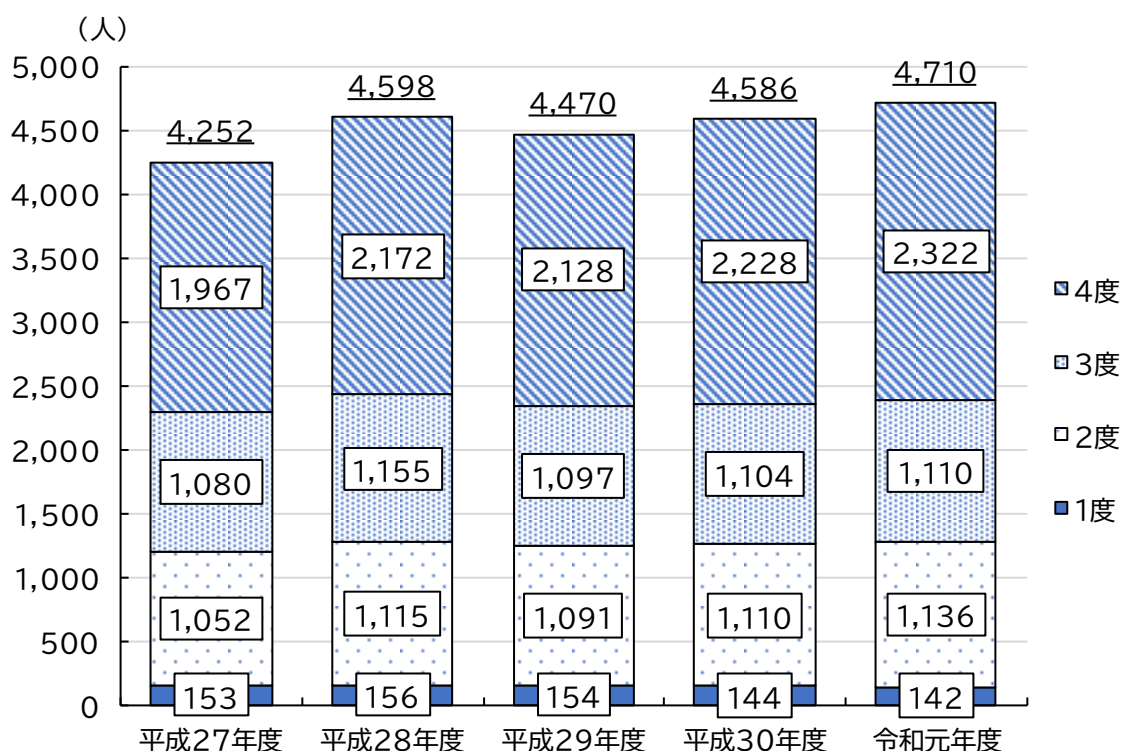
各種の障害福祉サービスを受けるための前提となり、障がいの程度により1級から7級(1級が最重度)にわかれています。

7級(肢体不自由のみ該当)の障がい1つだけで手帳の交付はされませんが、7級の障がい2つ以上重複する場合や、6級以上の障がいと重複する場合は、手帳が交付されます。

2 愛の手帳所持者の状況

- 知的障がいのある方が色々なサービスを受けるために必要な「愛の手帳」の所持者数は、年度により変動はあるものの増加傾向にあり、令和元年度には 4,710 人となっています。
- 等級別にみると、平成 27 年度～令和元年度のいずれにおいても「4 度」が最も多くなっており、平成 27 年度から平成元年度にかけて 355 人増加しています。
- 年齢別にみると、令和元年度において、18 歳以上が 77.5%を占めています。

図表 愛の手帳所持者数の推移【等級別】



※各年度 3 月 31 日現在

図表 愛の手帳所持者数【年齢別】

令和元年度	総数	18歳未満	18歳以上
愛の手帳所持者数(人)	4,710	1,062	3,648
総数に占める割合(%)	100.0	22.5	77.5

※各年度 3 月 31 日現在

■ 愛の手帳

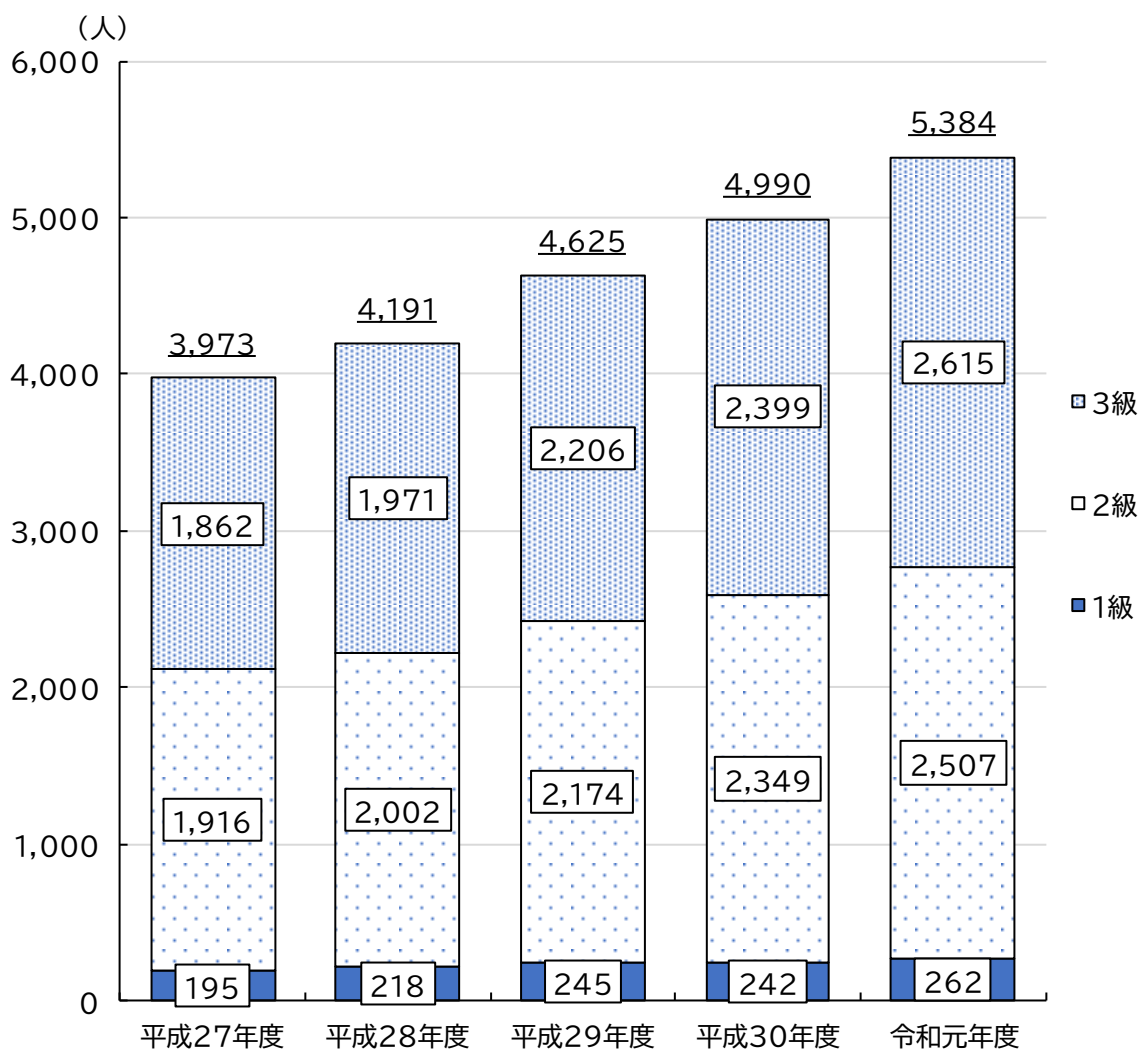
知的に障がいのある方が、色々なサービスを受けるために必要な手帳として、東京都が独自に設けています。国の制度として「療育手帳」があり、愛の手帳はこの制度の適用を受けています。

障がいの程度を総合的に判定し、1 度から 4 度(1 度が最重度)に該当すると認められた場合に交付されます。

3 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

- 精神障害者保健福祉手帳所持者の数は増加傾向にあり、平成 27 年度から令和元年度にかけて 1,411 人増加し、令和元年度時点で 5,384 人となっています。
- 等級別にみると、平成 28 年度までは「2 級」が最も多くなっていましたが、平成 29 年度以降は「3 級」が最も多くなっていきます。

図表 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移【等級別】



※各年度 3 月 31 日現在

■ 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのため、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方が対象です。入院・在宅による区別や年齢制限はありません。

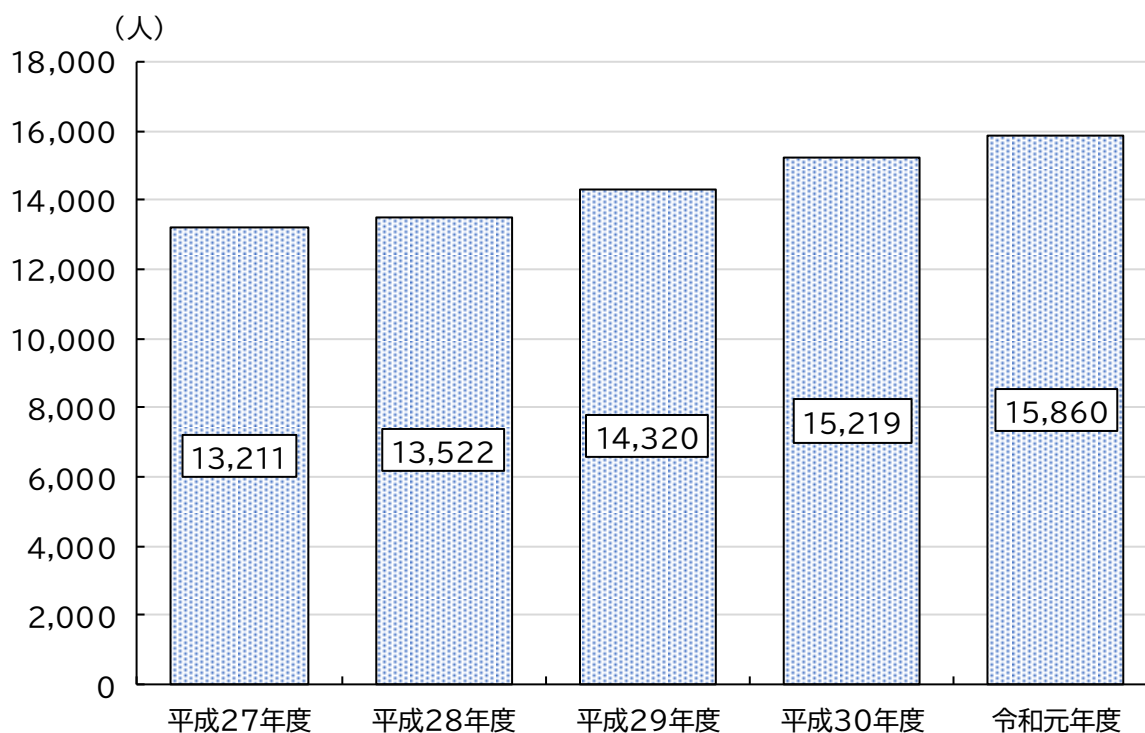
障がいの程度により 1 級から 3 級(1 級が最重度)にわかれています。

有効期間(2 年間)があるため、継続するためには 2 年ごとに更新の手続きが必要になります。

4 自立支援医療費(精神通院医療)申請者の状況

- 自立支援医療費(精神通院医療)申請者の数は増加傾向にあり、平成 27 年度から令和元年度にかけて 2,649 人増加し、令和元年度に 15,860 人となっています。

図表 自立支援医療費(精神通院医療)申請者数の推移



※各年度 3 月 31 日現在

■ 自立支援医療費制度(精神通院医療)

精神障がいにより精神科病院等に通院している場合に、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

原則として医療費の1割が自己負担となりますが、所得に応じて負担上限額が設定されています。

ただし、所得によって対象とならない場合や、一定の要件を満たす方に全額が助成される場合もあります。

有効期間が1年間となっているため、継続するためには手続が必要になります。

5 難病医療費等助成申請者の状況

- 。 難病医療費等助成申請者の数を見ると、指定難病追加等の制度変更の影響で、年度によって変動がみられますが、令和元年度には 7,045 人となっています。

図表 難病医療費等助成申請者数の推移

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
指定難病(国疾病)(人)	5,998	6,419	7,567	6,109	7,045
都疾病(経過措置の疾病を含む)(人)	252	49	54	19	26
総数(人)	6,250	6,468	7,621	6,128	7,071

※各年度 3 月 31 日現在

■ 難病医療費助成制度

国又は都の指定する疾病に罹患している方で、一定の要件を満たす場合に、その治療にかかる医療費等の一部を公費で負担する制度です。

平成 26 年 5 月に「難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。)」が公布され、平成 27 年 1 月 1 日から、110 疾病を指定難病として、新たな難病医療費助成制度が始まりました。

その後、平成 27 年 7 月 1 日に 196 疾病が追加、平成 29 年 4 月 1 日に 24 疾病が追加され、330 疾病が医療費助成の対象となっています。

東京都においては、平成 29 年 4 月 1 日現在、難病法に基づく指定難病に加え、8 疾病が医療費助成の対象となっています。

また、障害者総合支援法の対象疾病に罹患している方で、必要と認められた場合には、障がい者手帳の有無にかかわらず、障害福祉サービス等を利用することができます。

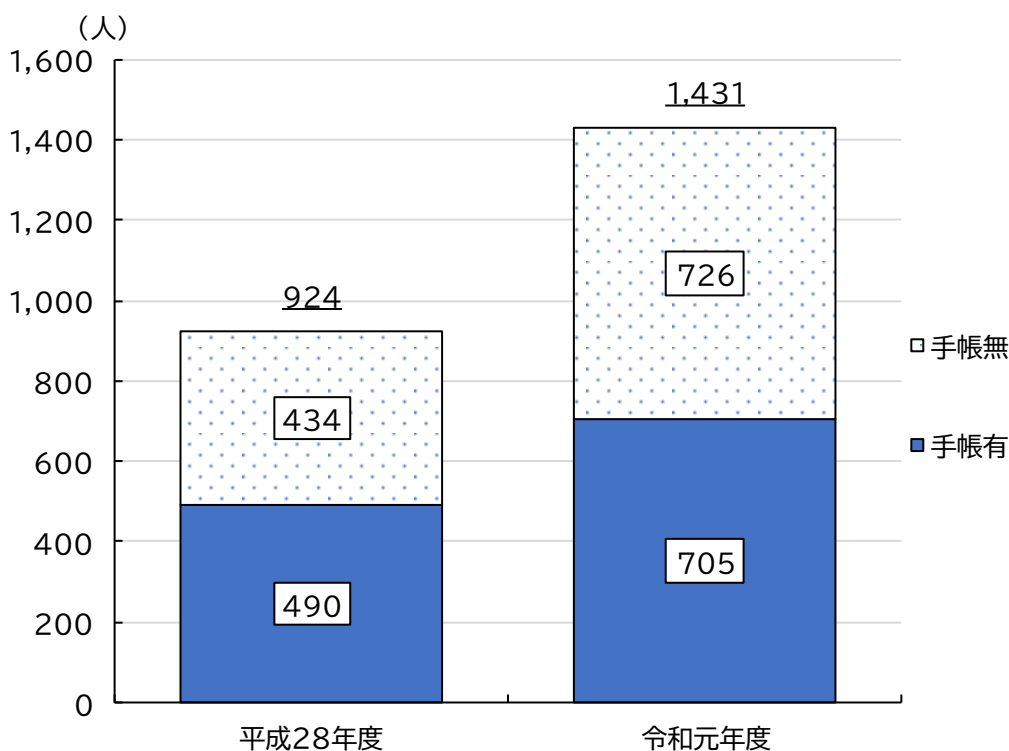
障害者総合支援法の対象疾病は、平成 29 年 4 月 1 日から、358 疾病に拡大されています(難病法に基づく指定難病は全て対象疾病に含まれています。)

(2) 発達障がい者の状況¹

6 通所受給者証所持者の状況

- 障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービスなど)の利用に際して交付される通所受給者証の所持者数は、令和元年度は1,431人であり、平成28年度に比べて507人増加しています。
- なお、令和元年度の通所受給者証所持者1,431人のうち、障がい者手帳を所持していない方は半数以上の726人となっています。障がい者手帳を所持せずに障害児通所支援を利用されている方の多くは、発達障がい等により支援が必要な方であると推察されます。

図表 通所受給者証所持者数の推移



※各年度 3月31日現在

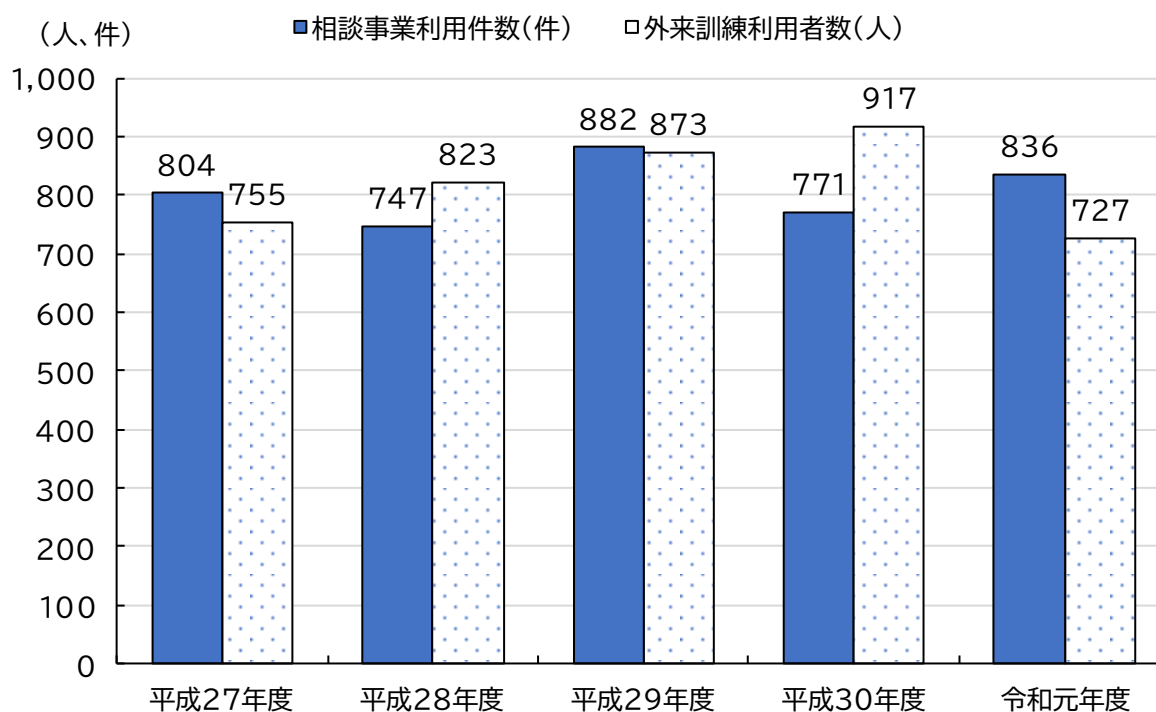
1

発達障がいは、知的な遅れを伴う場合と伴わない場合があることや、障がい特性の表出時期が異なることから、障がい者手帳の有無によってのみでは判断できないため、支援の対象となる方の人数を正確に把握することは困難です。以下当節の数値等は発達障がい者の状況を捉えるための参考値であり、発達障がい者の正確な人数を示すものではありません。

7 こども発達センターわかばの家の状況

- こども発達センターわかばの家では、心身に発達の遅れや偏り、またその疑いがある就学前の乳幼児とその保護者の方に対して相談等の事業を行っています。
- 相談事業の利用件数は、年度により変動はるものの、令和元年度には 836 人となっています。
- また、幼稚園や保育園に通いながら、月 1 回の療育訓練を受ける外来訓練の利用者数は、平成 27 年度から平成 30 年度までは増加傾向にありましたが、令和元年度は前年度より減少し、727 人となっています。

図表 相談事業利用件数

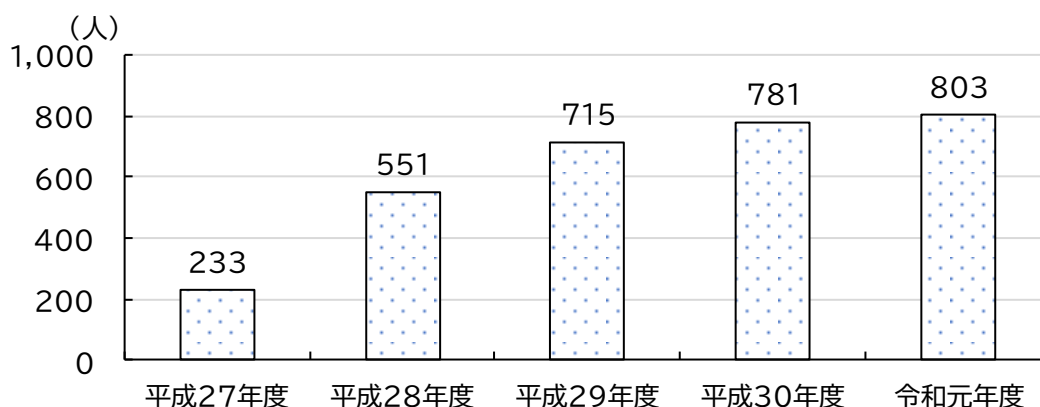


※各年度 3 月 31 日現在

8 特別支援学級・特別支援教室等の状況

- 区立の小中学校では、障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、それに対応した適切な指導や支援を行うために、特別支援学級・特別支援教室等を設置しています。
- 小学校では、平成 28 年度より区内全校に特別支援教室(サポートルーム)を設置して、発達障がい等のある児童に対する個別的な指導を行っており、令和元年度は 803 人の児童が利用しています。
- 中学校では、令和 3 年度に区内全校に特別支援教室(サポートルーム)を設置することを目標とし、それに向け、令和元年度には区内 7 校においてモデル事業を実施しました。令和元年度は、情緒障害等通級指導学級として 95 人、特別支援教室(サポートルーム)のモデル事業として 26 人、計 121 人の生徒が利用しています。

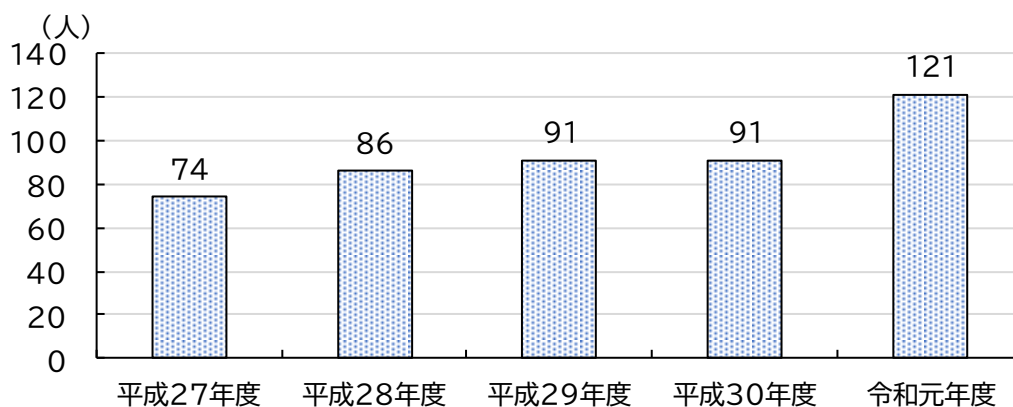
図表 小学校(特別支援教室(サポートルーム))の児童数



※平成 27 年度までは情緒障害等通級指導学級として実施。

※各年度 5 月 1 日現在

図表 中学校(情緒障害等通級指導学級)の生徒数



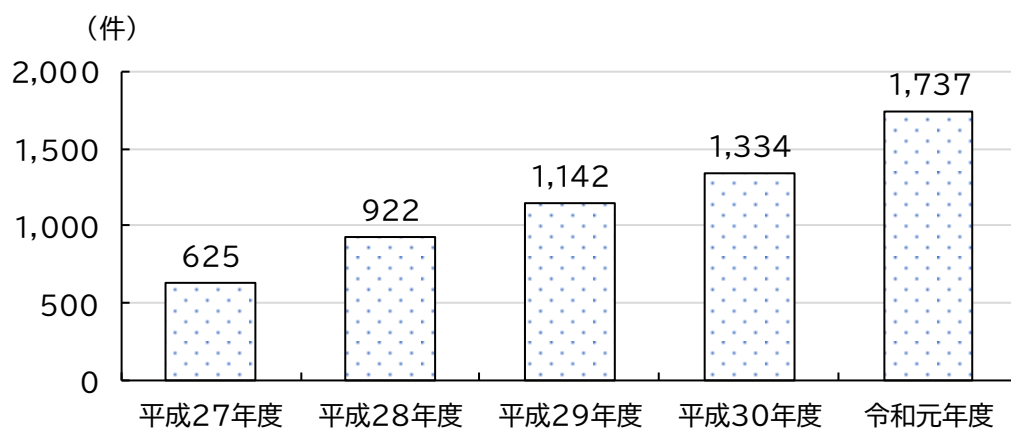
※令和元年度より一部学校において、特別支援教室(サポートルーム)としてモデル事業を実施

※各年度 5 月 1 日現在

9 障がい者総合サポートセンターの状況

- 障がい者総合サポートセンターでは、発達障がいを含め、様々な障がいに応じた相談支援を行っています。
- 発達障がいの相談件数は、増加傾向にあり、平成 27 年度から令和元年度にかけて 1,112 件増加し、令和元年度時点で 1,737 件となっています。

図表 相談支援部門における発達障がいの相談件数



※各年度 3 月 31 日現在